

別紙 ②

【収入に関する証明書の見本】

(添付する書類はコピーでも可。)

見本 A

[大阪市の例] (①、②、③をすべて提出してください。)

平成28年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

納税通知書兼税額決定(充当)通知書の表頭部分。住所、納税者名、納税区分、納税額、納付期限などが記載されている。

本書のとおり各納期までに納めてください。平成 年 月 日 大阪市長

この通知書で納める税額(普通徴収税額)の各納期の納付額及び納期限の表。期別、税額、充当額、差引納付額、納期限が示されている。

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期の日に取り落としします。

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)の徴収月及び徴収額の表。徴収月、税額、変更前税額、差引増減額が示されている。

上記の特別徴収税額のうち、平成28年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の支払者、公的年金の種類に関する表。

平成29年度の税額として公的年金から差し引く税額(仮特別徴収税額)の徴収月及び徴収額。あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、平成29年度も引き続き公的年金の支払を受けられる場合は、上記の公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになります。

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合には、右に記載のとおり各納期期限までに納めてください。

公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合には、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。

①納付済普通徴収税額(充当)通知書(課税証明)を提出し、あわせて課税所得(延滞)を申告して所得変更がある場合があります。

②納税通知書(課税)の提出期限や提出方法については裏表をご覧ください。また、所得金額、所得控除額及び扶養親族・府民税等の内訳については別紙目録の課税証明書をご覧ください。

①

平成28年度 市民税・府民税課税明細書(その1)の表。所得区分、所得金額、繰越損失額、扶養親族・控除対象配偶者・本人該当区分、所得控除の内訳、算出所得割額、市民税、府民税が記載されている。

ここに表示されている金額が「市町村民税所得割額」です。

ここに表示されている*又は人数が「扶養」の内容です。

平成28年度 市民税・府民税課税明細書(その2)の表。市民税・府民税の内訳、合計税額の明細、寄附金税額控除額(5)の算出の基礎となる寄附金の額、寄附金税額控除額(5)の算出の基礎となる寄附金の額が記載されている。

見本 B

平成28年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)の表。給与所得、課税標準、所得控除、所得割額、特別徴収税額、控除不足額、既納付額、既充当額、差引納付額、変更前税額、増減額、変更月が記載されている。

税額控除前所得割額、税額控除額、所得割額、均等割額、税額控除前所得割額、税額控除額、所得割額、均等割額、特別徴収税額、控除不足額、既納付額、既充当額、差引納付額、変更前税額、増減額、変更月が記載されている。

受給者番号、氏名、指定番号、住所、個人番号が記載されている欄。

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この特別徴収税額に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

平成 年 月 日 大阪市長 印。差引納付額(⑨-⑩-⑪)、変更前税額、増減額(⑧-⑫)の月別内訳表。